

東根市 令和8年度中学校部活動方針 概要版

1 部活動基本方針

学校教育の一環として行われる部活動は、教育的意義が大きい活動であり、生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め、人間形成においても大きな影響を与える大切な活動である。

しかし一方では、任意加入等、学習指導要領総則具現化の未実施、学校部活動種目数削減による限られた選択幅、勝利至上主義により生徒の心身の健康が危惧される程の過度な活動の実施、全生徒の活動・練習の成果が発揮されることのない運営・指導体制等の課題が散見された。専門性や意思に係らず顧問を務めるこれまでの指導体制による教員の心身の負担増大なども指摘されている。また、令和7年6月には、給特法改正案が可決。教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置が義務付けられ、講ずべき措置に関する指針に掲げる「業務の3分類」に、その改善項目として部活動が示された。

このことを踏まえ、生徒・教員・保護者にとって望ましいスポーツ・文化芸術等の環境を構築するという観点のひとつとして学校部活動が存在し、「国ガイドライン1・2」に示される内容と「学習指導要領総則」に示された意義を踏まえた「市方針」を基に、各校校長が適正な教育計画として構築し、実施することとする。

学校部活動が「実施主体」として行うこと

- ◆スポーツや文化芸術等に親しむ場づくりと生涯学習実現の資質・能力の育成
- ◆生徒同士が自主的・自発的に参加し、探究する環境づくり
- ◆地域クラブ②への連携・支援
- ◆中体連・中文連主催大会への引率協力（個人及び地域クラブ② ※条件あり）
- ◆選択肢があることの周知・助言

学校部活動が「実施主体」として行わないこと

- ◆各種大会・コンクールへの「実施主体」としての出場
- ◆各種大会・コンクールへの出場を目的とした学習活動・練習・練習試合



1 各中学校における部活動方針の制定

- ◆各校で部活動方針を作成 ⇒教職員、生徒及び保護者、地域に周知（⇒東根市教委に報告）

2 適切な指導の実施

- ◆顧問・部活動指導員・校長委嘱指導者による、体罰・ハラスメントの根絶。

3 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の構築

- ◆任意加入制
- ◆性別・障がい問わず、一人一人の違いに応じた挑戦の支援
- ◆合同部活動や拠点校部活動による、方針の範囲内での協力と支援

4 部活動の実施日時

◆実施日

①平日	週4日以内
②土・日曜日 休日・祝日	実施しない
④長期休業日	②を含む連続した休養日を設定する

◆活動時間

平日	1時間以内 ※長期休業中も含む
----	--------------------

- ・始業前活動は行わない。
- ・実施時間の延長は行わない
- ・テスト前の部活動休止期間を定める。

5 年間活動計画及び年間活動実績

- ◆部活動顧問は、年度当初に年間活動計画を作成し、校長に提出
※年度中の変更も、校長に提出
- ◆部活動顧問は、年度末に年間活動実績を作成し、校長に提出（⇒東根市教委に報告）

6 学校管理下外の生徒の活動

- ◆学校外クラブ等の所属状況を把握
・必要に応じ「心身の健康・安全」の視点で助言
- ◆任意加入であることの確認

7 大会、発表会、コンクール等への参加

- ◆中体連・中文連主催大会のみ協力（個人・地域ク②） ◆県外開催大会等は、校長、教育委員会の承認
- ◆地域クラブ①等所属生徒の参加状況を把握 ◆必要に応じ「心身の健康・安全」の視点で助言



主体・選択 改革

8 部活動運営委員会の設置及び保護者、地域との連携

- ◆今後の「部活動」の捉えに係る共通理解
- ◆単一校の強化団体にならないことの共通理解
- ◆学校・保護者会による運営費管理等に係る検討